

鬼北町産材木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱

令和2年4月1日

告示第71号

(趣旨)

第1条 この告示は、木造住宅の建築の促進及び鬼北町内で育成された樹木を製材・加工した木材（以下「町産材」という。）の利用拡大を図るため、町産材を利用して木造住宅を新築する者に対し交付する鬼北町産材木造住宅建築促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び交付額等)

第2条 補助対象及び補助金の額等は、次の表のとおりとする。

事業内容	事業対象者	補助金額	取扱業者
主要部材（土台・大引・根太・通柱・管柱・間柱・桁・梁・筋かい・小屋束・棟木・母屋・垂木）の50%以上について町産材を使用するもの（在来工法によるものに限る。）とし、補助金を交付する。	鬼北町内に居住するための建築用地の権利を取得し、新たに延床面積66㎡以上の住宅を建築又は取得する者で、建築用地に住所を有する者又は新たに住所を定めようとする者。	町産材1㎡当たり25,000円。補助上限1,500,000円	町産材取扱業者（市場・製材所）及び施工業者は町内に事務所を有する者とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 税等の滞納状況調査に関する同意書（様式第3号）
- (3) 都市計画区域内については建築確認申請に係る建築計画概要書（写し）、都市計画区域外については工事届（写し）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、補助金交付決定（変更・却下）通知書（様式4号）により、当該決定に係る申請を行った者に通知するものとする。

(事業の変更)

第5条 前条の規定により、申請者が補助金の交付を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業計画を変更しようとするときは、事業変更承認申請書（様式第5号）に第3条に掲げる変更後の書類を添付して、町長に提出し、承認を得なければならない。

(補助事業の延期又は廃止)

第6条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完成せず、又は補助事業の遂行が困難になったときは、事業延期・廃止承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金の請求及び実績報告)

第7条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、事業完了後遅滞なく補助金請求書（様式第7号）及び事業完了届（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第2号）
- (2) 建築証明書（様式第9号）
- (3) 納品証明書（様式第10号）
- (4) 購入証明書（様式第11号）
- (5) 写真（事業内容のわかるもの）

(審査及び交付)

第8条 町長は、前条に規定する書類を受理した場合は、内容を審査し適当と認めるときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受ける者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 交付対象者でないことが認められるとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 事業の施行について不正の行為があると認められるとき。

2 前項に該当した者は、次の表に定める額を返還しなければならない。

受給後の年数	返還の金額	摘要
住宅建築完了後1年未満	交付済額の全額	
住宅建築完了後1年以上5年未満	交付済額の2分の1	
住宅建築完了後5年以上10年未満	交付済額の10分の1	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。